

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

国勢調査による町の人口は、平成22年が14,270人、平成27年が13,392人、令和2年（直近）では12,074人となり、減少傾向が強まっている。今後は少子高齢化がかなり加速すると推察され、老年人口の割合が更に増加する構造となっている。

町は、米とりんごを基幹産業として発達してきた農業のまちであり、近年は、スチューベンぶどうのブランド化を進め、作付面積・生産量は日本一を誇っているが、農業の担い手の高齢化、農家戸数の減少が加速的に進行している。

鶴田町商工会の調査によると、令和7年4月1日現在、商工業者数は、全体で345事業所であり、うち小規模事業者数は322事業所となっている。業種割では、サービス業29.57%（102事業所）と一番多く、次いで建設業26.38%（91事業所）、小売業17.10%（59事業所）となっている。

また、中小企業が所有している設備は老朽化が進んでおり、生産性向上に向けた足枷となっている。

以上のことから、地域を支える中小企業が、少子高齢化や人手不足、働き方改革への対応等の厳しい事業環境を乗り越えるため、老朽化が進む設備を生産性の高い設備へと一新させ、競争力のある企業へ成長していくことで、地域内に波及効果が生じ、それがさらなる企業の成長を促し、企業と地域が共に持続・成長していく自治体を目指すものである。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、鶴田町経済の維持・成長を目指す。そこで、計画期間中に15件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

各産業で広く事業者の生産性向上を実現する観点から、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

ただし、太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギー設備等（風力、水力、地熱、バイオマス）については、地域経済の発展や地域雇用に直接的に結びつくことが少ないため、本計画は域内の労働生産性の向上に寄与することを目標としており、対象外とする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

（１）対象地域

各産業で広く事業者の生産性向上を実現する観点から鶴田町全域とする。

（２）対象業種・事業

各産業で広く事業者の生産性向上を実現する観点から対象とする業種は全てとする。また、対象業種は労働生産性が年率３％以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広く認定する。

4 計画期間

（１）導入促進基本計画の計画期間

令和７年６月１９日～令和９年６月１８日の２年間

（２）先端設備等導入計画の計画期間

３年間、４年間、５年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ① 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ② 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。
- ③ 町税を滞納している者については、先端設備等導入計画の認定の対象としない等、納税の円滑化及び公平性に配慮する。